明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六六）　一
○自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（国土交通七九）　六
〔告　示〕
○完成検査実施規程（国土交通一一六八）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成二十九事業年度財務諸表、土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　七三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八二
会社その他
会社決算公告　八四

省　令

○農林水産省令第六十六号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百七十五号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十四条第二項、第百十八条の二第一項、第百十九条、第百二十一条第一項、第百二十三条第二項ただし書、第百二十四条第一項及び第四項並びに第百二十四条の二第三項並びに漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第二十五条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛